

令和7年度 園児募集について

認定こども園・問寒別へき地保育所では、令和7年度の入园児を令和7年2月3日から2月28日までの期間で募集いたします。

幌延町認定こども園

○幼稚園（1号認定3～5歳児）

定員 15名

- ・保護者の就労に関わらず、3歳以上（令和7年4月1日現在）のお子さんと、幼児教育を希望する方が対象です。
- ・教育標準時間 9時～13時（8時30分から登園時間、給食後に降園）

○保育園機能

（2号・3号認定0～5歳児）

定員70名

- ・「保育を必要とする事由」に該当する家庭のお子さんが対象です（2号・3号認定）

（1）就労

（2）妊娠・出産

（3）保護者の疾病、障がい

（4）同居または長期入院などをしてる親族の介護・看護

※兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常

時の介護、看護

（5）災害復旧

（6）求職活動（起業準備を含む）

（7）就学（職業訓練等における職業訓練を含む）

（8）虐待やDVのおそれがあること。

（9）育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

（10）その他、上記に類する状態として幌延町が認める場合

○保育時間

保育標準時間認定 7時30分～18時30分（保護者の就労により、最大11時間利用可能）

保育短時間認定 8時15分～16時15分（保護者の就労により、最大8時間利用可能）

休園日 土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始

○入園までの流れ

（1）施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定（教育・保育

●幌延町認定こども園 利用者負担額等についてお知らせします●

① 3歳～5歳の保育料は令和元年10月から無償化となっています。

給食費および教材費は下記表のとおり保護者負担金があります。

保護者負担金（教育標準時間認定（1号認定））

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				給食費月額		教材費 月額	
階層区分	定 義			副食	主食		
A	生活保護世帯			0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯（町民税所得割非課税世帯含む）	ひとり親世帯等		0	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯		0	0	0	
C	1 2 3	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	77,100円未満	ひとり親世帯等	0	800	1,140
				ひとり親世帯等以外の世帯	0	800	1,140
				77,100円以上211,200円未満	4,100	800	1,140
				211,200円以上	4,100	800	1,140

※就学援助（要保護または準要保護）世帯と同等世帯の子どもおよび第3子以降の子どもは主食費および教材費を全額免除。

保護者負担金（保育2号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					保育標準時間・保育短時間		
階層区分		定	義	給食費月額		教材費月額	
				副食	主食		
A		生活保護世帯		0	0	0	
B		A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	800	1,140
				ひとり親世帯等以外の世帯	0	800	1,140
	2		48,600円以上97,000円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	0	800	1,140
				上記以外で所得割課税額57,701円未満	0	800	1,140
	3			上記以外の世帯	4,100	800	1,140
				97,000円以上169,000円未満	4,100	800	1,140
				169,000円以上301,000円未満	4,100	800	1,140
				301,000円以上	4,100	800	1,140

※就学援助（要保護または準要保護）世帯と同等世帯の子どもおよび第3子以降の子どもは主食費および教材費を全額免除。